

お 知 ら せ

令和4年6月5日
内閣官房

1. 詳細については現在分析中であるが、北朝鮮は、本日（5日）9時台、複数の地点から、弾道ミサイルを少なくとも6発発射した。いずれも落下したのは北朝鮮東側の沿岸付近及び日本海であり、我が国の排他的経済水域（EEZ）外で、飛翔距離等については以下のとおりと推定される。
 - ① 9時6分頃、北朝鮮西岸付近から東方向に向けて発射し、最高高度約50km程度で、約350km程度飛翔。
 - ② 9時10分頃、北朝鮮東岸付近から東方向に向けて発射し、最高高度約50km程度で、約300km程度飛翔。
 - ③ 9時15分頃、北朝鮮西岸付近から東方向に向けて発射し、最高高度約50km程度で、約400km程度飛翔。
 - ④ 9時24分頃、北朝鮮内陸部付近から東方向に向けて発射し、最高高度約100km程度で、約350km程度飛翔。
 - ⑤ 9時30分頃、北朝鮮西岸付近から東方向に向けて発射し、最高高度約50km程度で、約400km程度飛翔。
 - ⑥ 9時41分頃、北朝鮮内陸部付近から東方向に向けて発射し、最高高度約100km程度で、約300km程度飛翔。
2. また、上記の弾道ミサイルには変則軌道で飛翔したものが含まれる可能性がある。さらに、以上の弾道ミサイル6発以外にもミサイルを発射した可能性があり、関連する情報を収集し、分析しているところである。
3. 付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていない。
4. 総理には、本件について直ちに報告を行い、
 - ① 情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
 - ② 航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
 - ③ 不測の事態に備え、万全の態勢をとることの3点について指示があった。
5. また、政府においては、官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行った。

6. これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。また、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反するものであり、我が国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議し、強く非難した。
7. 国民の生命・財産を守り抜くため、引き続き、情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、今後追加して公表すべき情報を入手した場合には、速やかに発表することとしたい。